

施工技術の向上を図るための技術検定の種目の新設等について

～建設業法関係政省令・告示を改正しました～

建設業者の施工技術の向上を図るため、技術検定の種目の新設、既存の技術検定の一部見直し等を行う「建設業法施行令の一部を改正する政令」（11月7日閣議決定）、「建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令」及び関連告示の一部を改正する告示を本日公布いたしました。

1. 概要

(1) 電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設

電気通信工事施工管理に係る技術検定を新設し、受検資格等について以下のとおり定めます。

- ・受検資格：施工管理に係る他の技術検定と同一
- ・試験科目（1級・2級）：（学科）電気通信工学等・施工管理法・法規（実地）施工管理法
- ・受験手数料：1級（学科・実地）各13,000円 2級（学科・実地）各6,500円
- ・合格者の取扱い：（1級合格者）電気通信工事業における主任技術者・監理技術者等
（2級合格者）電気通信工事業における主任技術者等

(2) 建築施工管理に係る2級の技術検定の学科試験の種別廃止

建築施工管理に係る2級の技術検定のうち、学科試験については、平成30年度より、種別を廃止して共通試験として実施します。

(3) 登録基幹技能者講習を修了した者の主任技術者等の要件への認定

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものについては、主任技術者等の要件を満たすものとします。

2. スケジュール

- ・公布日：平成29年11月10日（金）
- ・施行日：平成29年11月10日（金）

【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設業課（代表：03-5253-8111）

夜間直通：03-5253-8277

FAX：03-5253-1553

<法制度全般について> 企画専門官 嶋川（内線24-710）法規係長 近本（内線24-754）

<技術検定制度について> 技術検定係長 高木（内線24-744）

<登録基幹技能者について> 土地・建設産業局建設市場整備課 調査係長 相葉（内線24-856）